

○学校法人ヤマザキ学園役員報酬等規程

平成16年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人ヤマザキ学園（以下「学園」という。）の寄附行為に定める役員の報酬、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の職務手当並びに特別諸手当等について、必要な事項を定めるものとする。

(役員の定義及び区分)

第2条 役員は、理事長、理事及び監事をいう。

2 役員は、常勤の役員、又は非常勤の役員とする。

3 監事は、非常勤とするが、一人は常任監事とする。

4 「常勤」とは、本務の教職員として雇用されている役員等をいい、「非常勤」とは、常勤以外の役員等をいう。

5 「常任」とは、学園における役員、又は本務の教職員以外の役員等のうち、学園の要請、若しくは必要に応じ、常時任務に就く場合をいう。

6 常務理事とは、常勤、若しくは非常勤の役員のうち、理事会において選任される学事、総務、財務等の担当職務に就く理事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員には、報酬を支給する。

2 役員のうち、理事長及び常務理事の報酬は、別表に定める(1)「指定職俸給表」により支給する。

3 役員のうち、学長、副学長及び校長の報酬は、別に定める(3)「学長・副学長・校長の報酬表」により支給する。

4 役員のうち常任監事の報酬は、別表に定める(4)「常任監事の報酬表」により支給する。

5 役員のうち、本務の教職員以外の役員には、次条に定める職務手当を支給する。

6 本務の教職員として給与の支給を受けている常勤の役員には、次条第2項に定める職務手当を支給し、本務の教職員として給与の支給を受けている常勤の評議員には、次条第3項に定める職務手当を支給する。ただし、常勤の役員であって、常務理事となった者には前第2項の手当てを支払い、次条第2項に定める報酬は支払わない。

(職務手当の支給)

第4条 非常勤の役員及び評議員が、会議又は職務執行のために出席、又は出勤した場合は、それぞれ次の各号に掲げる日額の職務手当を支給する。

(1) 役員 日額 50,000円

(2) 評議員 日額 20,000円

2 常勤の役員には、職務手当として月額30,000円を支給する。

3 常勤の評議員には、会議又は職務執行のために出席、又は出勤した場合は、職務手当として日額10,000円を支給する。

(特別役職手当の支給)

第5条 役員のうち、理事長がヤマザキ動物看護大学、又はヤマザキ動物看護専門職短期大学の学長、又は副学長を兼務する場合は、別表に定める(2)「特別役職手当」を支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改正及び廃止は、評議員会に諮り、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から制定施行する。

附 則

平成20年4月1日から改正施行から平成30年4月1日の改正施行まで省略

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則 (令和元年7月18日理事会承認)

この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

附 則 (令和7年3月13日 理事会承認)

この規程は、令和7年4月1日から改正施行する。

別表（第3条、第5条関係）

学校法人ヤマザキ学園役員報酬表

(1) 理事長及び常務理事の指定職俸給表

号俸	俸給月額
1	100,000円
2	200,000円
3	300,000円
4	400,000円
5	500,000円
6	600,000円
7	700,000円
8	800,000円
9	900,000円
10	1,000,000円
11	1,100,000円
12	1,200,000円
13	1,300,000円
14	1,400,000円
15	1,500,000円
16	1,600,000円
17	1,700,000円
18	1,800,000円
19	1,900,000円
20	2,000,000円
21	2,100,000円
22	2,200,000円
23	2,300,000円
24	2,400,000円
25	2,500,000円
26	2,600,000円
27	2,700,000円
28	2,800,000円
29	2,900,000円
30	3,000,000円

(2) 理事長の特別役職手当

号俸	特別役職手当月額
1	500,000円
2	550,000円
3	600,000円
4	650,000円
5	700,000円
6	750,000円
7	800,000円
8	850,000円
9	900,000円
10	950,000円
11	1,000,000円
12	1,100,000円
13	1,200,000円
14	1,300,000円
15	1,400,000円
16	1,500,000円

(3) 学長・副学長・校長の報酬表

号俸	報酬月額
1	100,000円
2	200,000円
3	300,000円
4	350,000円
5	400,000円
6	450,000円
7	500,000円
8	600,000円
9	700,000円
10	800,000円
11	900,000円
12	1,000,000円

(4) 常任監事の報酬表

号俸	報酬月額
1	100,000円
2	200,000円
3	250,000円
4	300,000円
5	350,000円
6	400,000円
7	500,000円

